○経済産業省告示第二百七十号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十四年十二月二十七日

経済産業大臣　枝野　幸男

学校の名称	学部・学科名	備考
学校法人松韻学園福島高等学校	電気科（全日制）	平成二十五年三月までの卒業生については従前のとおりとする

○経済産業省告示第二百七十一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十四年十二月二十七日

経済産業大臣　枝野　幸男

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5159	サンユー株式会社	大阪府大阪市都島区片町二丁目八番一号	平成二十四年十月二十九日から平成二十五年十月二十八日まで
5160	林本建設株式会社	愛知県江南市草井町宮東二百六十九番地	平成二十四年十一月七日から平成二十五年十一月六日まで
5161	たから商事株式会社	三重県松阪市松崎浦町百七十三番地の二	平成二十四年十月十一日から平成二十五年十月十日まで
5162	株式会社丸中	福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字船ヶ森東四百七十	平成二十四年十一月二十九日から平成二十五年十一月二十八日まで
5163	株式会社松尾工務店	福井県福井市南四ツ居一丁目一番十四号	平成二十四年十二月十日から平成二十五年十二月九日まで

○国土交通省告示第千四百八十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十七日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北海道横断自動車道黒松内釧路線	北海道上川郡新得町字新得西十一線から同道上川郡新得町字新得西十一線まで	平成二十四年十二月二十八日〇時

○国土交通省告示第千四百八十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十七日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
近畿自動車道尾鷲多気線	三重県多気郡大台町下三瀬字熊野往来下四〇三番一から同県多気郡大台町下三瀬字熊野往来下四〇三番一地先まで	平成二十四年十二月二十八日〇時

○国土交通省告示第千四百八十五号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十五条第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年十二月二十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第七十七条第一項各号列記以外の部分及び同項第五号並びに第二項第二号」を「第七十七条第一項各号列記以外の部分及び第二項第二号」に、「第九十三条第二項第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号、第三項各号列記以外の部分及び同項第二号（同条第二項第四号から第六号まで及び第九号の基準に係る部分に限る。）、第四号及び第七号、第四項、第五項第五号、第八号及び第十号並びに第六項」に、「第九十四条第五項及び第六項」を「第九十四条第四項、第五項及び第六項」に、「第百五十五条第一項各号列記以外の部分及び同項第五号並びに第二項第二号」を「第百五十五条第一項各号列記以外の部分及び第二項第二号」に、「第百七十一条第二項第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号、第三項第二号（同条第二項第四号から第六号まで及び第九号の基準に係る部分に限る。）、第四号及び第七号、第四項第二号（同条第二項第五号及び第十二号の基準に係る部分に限る。）、第三号、第五号及び第六号並びに第五項第五号、第八号及び第十号」を「第九十三条第二項第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号、第三項各号列記以外の部分及び同項第二号（同条第二項第四号から第六号まで及び第九号の基準に係る部分に限る。）、第四号及び第七号、第四項第二号（同条第二項第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号、第三項各号列記以外の部分及び同項第二号（同条第二項第四号から第六号まで及び第九号の基準に係る部分に限る。）、第四号及び第七号、第四項第二号（同条第二項第五号及び第十二号の基準に係る部分に限る。）、第三号、第五号及び第六号並びに第五項第五号、第八号及び第十号」を「第百七十一条第二項第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号、第三項第二号（同条第二項第四号から第六号まで及び第九号の基準に係る部分に限る。）、第四号及び第七号、第四項第二号（同条第二項第五号及び第十二号の基準に係る部分に限る。）、第三号、第五号及び第六号並びに第五項第五号、第八号及び第十号」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千四百八十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月二十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寺谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県安芸郡北川村和田

字寺谷口南　八一八番一地先河川敷　一号及び二十三号

六〇五番一　二号、三号及び二十二号

八一八番一　四号

字榎平

六〇四番八　十九号

字寺谷口北

六〇九番　二十号

八一八番五地先河川敷　二十一号

高知県安芸郡北川村後口山国有林

一〇〇三林班　い小班　九号

い$_1$小班　十号から十三号

ほ小班　五号から八号

い$_1$小班　十四号から十八号

一〇〇四林班